

第7次宮崎県医療計画中間見直し概要版

第1章 総論

■中間見直しの趣旨

第7次宮崎県医療計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画として2018年3月に策定しており、2020年度末をもって策定から3年が経過したため、同法第30条の6の規定に基づき、中間見直しを実施するものです。

(計画期間)

2018年度から2023年度まで(6年間)

見直し後の計画については、そのうち2022年度から2023年度まで(2年間)

■中間見直しの方針

本見直しにあたっては、現行計画の「第4章 医療提供体制の構築」のうち、以下の事項について、必要な見直しを行います。なお、今回見直しを行わない事項については、現行計画の内容を継続します。

① 5 疾病・5 事業及び在宅医療

現行計画の取組がより推進されるよう、これまでの取組状況について指標を用いて評価し、課題を把握した上で、取組内容の変更や数値目標の再設定等を行います。また、国の指針や新たな制度の創設、他の計画の策定など、現行計画策定後の変化に応じて必要な見直しを行います。

② その他の保健医療対策(感染症対策)

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、現行計画で想定されていない事態が生じたことにより、医療提供体制に大きな影響を及ぼしました。このため、今後、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、新たな感染症等が発生した際に、適切な対応が講じられるよう、感染症対策に係る記載内容について、必要な見直しを行います。

第2章 評価結果を踏まえた計画の変更

第1節 5 疾病・5 事業及び在宅医療にかかる医療提供体制の構築

1 がん

がん予防や早期発見・早期治療の促進による死亡率の減少を図るとともに、療養生活の質の向上とがん患者への切れ目ない医療提供体制の充実を促進します。

【主な変更点】

○数値目標の再設定

- ・緩和ケアチームのある病院数
(県北) 目標 2 施設→**4 施設**
(県央) 目標 5 施設→**7 施設**
(県西) 目標 2 施設→**3 施設**

- ・地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数(人口10万人当たり)
(県央) 目標 200件→**414.8件**

2 脳卒中

保健指導の強化により発症予防・再発防止に努めるとともに、発症後4.5時間以内の治療開始体制や、超急性期から維持期までの円滑な医療提供体制の構築を図ります。

※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

3 心筋梗塞等の心血管疾患

保健指導の強化により発症予防や再発防止に努めるとともに、急性期から在宅医療までの病期や疾患に応じた切れ目ない医療提供体制の構築を図ります。

※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

4 糖尿病

早期発見や予防、早期治療の啓発を行うとともに、医療機関や医療保険者、保健事業との連携により、予防から初期・安定期、専門治療、合併症治療における円滑な医療提供体制の構築を図ります。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・歯周病について、**糖尿病治療早期からの歯科受診の勧奨を追加**

5 精神疾患

早期発見・早期治療を推進するとともに、多様な精神疾患に対応した医療連携体制や地域生活における支援体制の構築を図ります。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・**認知症疾患医療センターを中心とした医療機関の連携による認知症患者の支援体制づくりを追加**
- ・**摂食障がい予防知識の普及啓発を追加**
- ・**ゲームへの依存に対応するため、今後確立される科学的根拠や知見に基づく相談体制の充実や普及啓発の推進を追加**

○数値目標の再設定

- ・精神病棟入院後3・6・12ヶ月時点の退院率
3ヶ月 目標 69%(2020)→**69%(2023)**
6ヶ月 目標 84%(2020)→**86%(2023)**
12ヶ月 目標 90%(2020)→**92%(2023)**
- ・精神病棟における急性期・回復期・慢性期入院患者数 目標 4,392人(2020)→**4,069人(2023)**
- ・**退院後1年以内の地域における平均生活日数 目標 316日(新設)**

6 へき地医療

医師の派遣や巡回診療、へき地医療拠点病院等による診療支援、在宅医療の充実等により、へき地医療の確保・充実を図ります。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・**県医師会との共同事業「みやざきドクターバンク」による医師の紹介・あっせんの取組を追加**

7 救急医療

初期から第三次までの救急医療体制の構築・強化や県民の救急医療に対する意識啓発に努め、救急医療提供体制の充実を図ります。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・**医師の働き方改革を踏まえた体制の構築について追加**

8 小児医療(小児救急医療を含む)

小児科医の養成・確保や小児救急医療体制の構築、小児医療に係る相談機能等の充実を図ります。

※取組内容及び数値目標については、引き続き維持する。

9 周産期医療

総合周産期母子医療センターを中心とした地域分散型の周産期医療体制の維持と充実に努めます。

【主な変更点】

○数値目標の再設定

- ・**災害時小児周産期リエゾン委嘱者数 目標 24人(新設)**

10 災害医療

災害拠点病院の機能強化など、関係機関と連携し、災害医療体制の充実を図ります。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・**災害中長期の対応としてJDATの派遣や県歯科医師会との災害時の協定について追加**

11 在宅医療・介護

医療・介護等のサービスが連携する多職種協働体制の構築と人材の育成・確保に努めます。

【主な変更点】

○取組内容の変更

- ・**2023年に見込まれる在宅医療等の追加的ニーズの受け皿となる各サービスの必要量を追加**
- ・**在宅での看取りに係るACPの取組などの普及啓発を追加**
- ・**訪問看護ステーションの看護師等の確保や資質の向上への支援を追加**

○数値目標の再設定

- ・訪問看護ステーション数
目標 143施設→**158施設**
- ・在宅での死亡率 目標 22.2%→**25.2%**

第2節 その他の保健医療対策の充実

感染症対策

I-2 新型コロナウイルス感染症対策(新設)

- ・**新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発や、発生動向の迅速な情報提供について追加**
- ・**発熱等の症状のある方が適切・確実に医療機関を受診するための受診・相談センターの設置や、一般的な相談への体制強化について追加**
- ・**積極的疫学調査に基づく検査や一斉検査の実施、変異株検査の体制強化について追加**
- ・**入院受入病床確保と回復後患者の転院促進、薬物療法の実施体制整備、自宅療養者の健康観察・診療体制確保を通じた、総合的な医療体制強化を追加**
- ・**予防接種の普及啓発と、市町村の接種体制構築の支援を追加**